

商業統計調査のポスターを募集

通商産業省では、我が国の商業の実態を把握するために、三年に一度、全国の商店を対象に「商業統計調査」を実施しており、昭和六十三年がその実施年です。

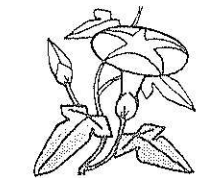
そこで、調査の実施を全国の商店の方々に知らせるための広報用ポスターを次のとおり募集しています。

- 応募資格・特にありません。
- 作品の内容・調査となる商店の営業、小売業が商業統計調査に対する理解を深め、その協力が得られる内容のもので、未発表のもの。
- ポスターの規格
 - ①用紙の大きさ縦595mm、横425mm(日本工業規格A2版)で、縦
 - ②用紙の大きさは縦595mm、横425mm(日本工業規格A2版)で、縦
- ③図案には「通商産業省」「商業統計調査」「昭和63年6月1日」の文字を必ず入れてください。
- ④写真は使用しないでください。
- ⑤応募するポスターの裏面には住所、氏名、職業(学生の場合は学校名)を必ず明記してください。
- ⑥応募の締め切り・昭和62年9月10日(当日消印有効)まで。
- ⑦応募先・〒780 高知市丸ノ内一丁目二番一〇号 高知県企画部統計情報課(電話)一〇一〇一内線2232 または、〒100 東京都千代田区霞が関一三三ー一 通商産業大臣官房調査統計部商業

63年版『県民手帳』

◇ 予約受け付け中 ◇

- 価格・ポケット版150円、デスク版(A5版)180円
- 申し込み期日・9月10日まで
- 申し込み先・企画課広報統計係(電話)2111 内線408)まで電話で申し込みください



※配布は11月上旬を予定しています。県民手帳が入ったら広報でお知らせします。現金と引き換えにお渡ししますので、取りにおいでください。

少年展の作品を募集します

- 応募資格・県内の小中学生(一人一点)
- 締め切り・九月十日
- 送り先・応募申し込み書を添付して各警察管内地区防犯協議会事務局まで
- 図画の部
 - 課題・非行防止、誘行少年、いじめや暴力、自転車、バイク、自動車等の盗難防止、万引き防止、その他防犯活動に関するもの
 - 規格・八つ切り画用紙を使用し、クレヨン、絵の具等用紙は自由
- 画用紙の裏面左下に、テーマ、学校名、学年、氏名を記入
- 習字の部
 - 課題・カギ、かき、なかよし、すこやか、友だち、思いやり、明るい街、努力、友情、家族、希望、良心、働く父母、社会参加、環境浄化、暴力追放、水難防止、犯罪予防、防犯連絡、勤労感謝、社会規範、友情水通、努力忍耐、非行防止、健全育成、その他防犯や少年の非行防止に関するもの
 - 規格・市販の小判紙

事業所、家庭で省エネを

- 業務に支障のない限り消灯を
- 事務用機器は不用時には停止を
- 家庭では
 - 冷房は過度にならないように、また建物断熱化するなど効率よく
 - マイカー使用を自粛し、公共機関の利用を
 - テレビの視聴時間を短く
 - 照明器具はこまめに消灯
 - 洗たくはまとめて洗いで、すすぎの前に脱水を
 - その他、ソーラーシステムなどの石油代替エネルギーの利用に努めてください。

今月の納税

市・県民税 (2期分)

納期限は8月末日です
市税は納期限内に納付しましょう



住宅金融公庫から

個人向け融資の

申し込みを受け付け

住宅金融公庫では、個人住宅建設資金貸し付け(個人住宅)と住宅購入資金貸し付け(住宅)の62年度第2回目の申し込みを受け付けます。

受付期間・7月20日～8月25日
申し込み順に受け付けます

受付場所・「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関

その他、住宅改良資金、中古住宅購入資金、財形住宅資金についても申し込みを受け付けています。

※詳しいことは住宅金融公庫高松支所(電話)0878-71211、または住宅金融公庫業務取扱店にお問い合わせください。

繰り上げ返済のお願い

住宅金融公庫では、毎年約五十万人の方々に長期低利の住宅資金を融資していますが、逆さや貸し付けを行っているため、膨大な国からの利子補給金、借入金が必要になっています。公庫としても資金の効率的運用を図るなど、国の財政負担をできるだけ軽減するために努力していますが、これから公庫資金を必要としている方のご要望に「長期、低利、無抽選」でおこなえるため、すでに利用されている皆さんのお手元に余裕ができたときは、ぜひ返済期間を繰り上げ返済のお願いです。

繰り上げ返済の手続きは
○現在返済中の金融機関に7日前までに事務連絡をしてください。
○繰り上げ返済ができる額は、当月分の返済金のほか、6回分以上の割賦元金です。
○手数料は不要です。
※詳しいことは返済中の金融機関にお尋ねください。

図書館だより

新刊案内

- 【一般図書】
 - 平安朝の漢文学(山口久雄)▼
 - 千利休(唐木順三)▼文芸評論(小林秀雄)▼中世日本文学(斎藤清衛)▼古代中国の精神(貝塚茂樹)▼イギリス文学史(平井正徳)▼古典について(吉川幸次郎)▼眠れぬ夜の第一、第二、第三(ヒルティ)▼宋詩選(小川環樹)▼フランス文学道しるべ(リットン・ストレイチー)▼ヴァン・ゴッホ(アントナン・アルトー)▼なんと美しい日曜日(ホルヘ・センベルン)▼オリブの森で語りあう(M・エンディ、E・エブラ)▼寄生虫学新書(吉村裕之編)▼
- 大正6年7月生まれの方
老人医療受給手続きを

大正六年七月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができました。また、六十五歳以上で身体障害者手帳の二級から三級まで、言語障害及び下肢(一部)障害の場合は四級まで、と同程度の障害の認定を受けた方は老人医療の該当となります。

障害年金証書、身体障害者手帳など障害の程度を証明するものと医療保険証、印鑑を持って、保健課給付係で手続きを行ってください。